

議案第61号

葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年9月7日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

新小岩西自転車駐車場を廃止するほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例の一部を改正する条例

葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例（昭和57年葛飾区条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表(1)の部葛飾区立石北第二自転車駐車場の項中「〃 立石七丁目3番12号」を「〃 立石四丁目18番8号」に改め、同部葛飾区立石北第三自転車駐車場の項中

「〃 立石四丁目18番8号」を「〃 立石四丁目23番1号

〃 立石四丁目23番18号」に改め、同部葛飾区新小岩西

自転車駐車場の項を削る。

付 則

この条例は、令和3年11月1日から施行する。